

# 案（抜粋）

資料No. 3

## 長岡市の入札・契約制度 改革への提言 (最終報告)

令和元年●月●日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

## はじめに

私たち長岡市入札・契約制度に関する検討委員会は、長岡市役所職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、職員の職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、平成31年（2019年）2月に設置されました。

当委員会の任務は、市発注工事の入札・契約制度について検証し、公正性及び透明性のより高い制度の構築に関する検討を行うことです。

当委員会は、制度全体の検証や他自治体の事例調査、事業者へのアンケートなどを実施し、6回の審議の後、去る6月17日に、事件の対応等で急ぐべき3点について中間報告を行いました。

その後、引き続き入札制度の4項目について、●回にわたって審議を行いました。この度、その結果を中間報告の内容と合わせて、最終的な提言といたします。

長岡市長におかれましては、不正行為の再発防止と長岡市民の信頼の回復に向けて、この提言に基づき、入札・契約制度の改革に取り組まれるよう希望します。

令和元年（2019年）●月●日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会  
委員長 沢田克己

## 4 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む）

### （1）入札・契約の種類

#### ② 総合評価方式（試行）

##### （委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も同方式による実施が適当な工事があった場合には、可能な限り実施すべきである。

##### <委員会における意見等>

- ・積雪等により工期に制約がある長岡市では、外部アドバイザーの意見聴取などから開札まで3か月程度を要するため、発注側・受注側ともに対象拡大の障害となっていることが分かった。
- ・今回の事件の原因が設計額（工事価格）の情報漏えいであったため、価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定する「総合評価方式」等の多様な入札制度の検討も進めるべきではないか。
- ・「総合評価方式（試行）」では技術評価点に差がつかない傾向があることについて、「配点などは外部アドバイザーの意見を踏まえて設定しているものの、差がつきにくく、過去の実績の有無により決定される項目も多いため、新たな観点から評価項目を追加することなどを検討している」と市から説明があった。
- ・簡易（提案）型の件数が少ない理由について、「本市においては、事業者からの提案で工事内容に大きな差がつくような発注規模の大きい工事件数が少ないこと、同方式は手続きから着工まで長期間を要するが、降雪という地域特性も踏まえると、それだけの期間を確保できる工事件数が現状においては年に1～2件程度であること」と市から説明があった。
- ・対象となる工事（金額）について、「市の内規は3千万円以上と定めているが、実際、同手法による実施が適当と思われる工事（評価の際に差が見て取れる規模の工事）は億円単位の工事が多い」と市から説明があった。

##### （長岡市の現状）

- 設計額3,000万円以上の建設工事で長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会（以下「入札参加資格等審査委員会」という。）が適当であると認めた工事
- 安全対策等の提案、施工実績・地域貢献度、入札価格を総合的に評価する「簡易提案型」により実施。（年間2件程度）

##### （制度説明）

入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。入札価格以外で評価する部分としては、工期や、安全性、環境への配慮などがある。



### (3) 入札方法等の運用基準

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

工事(事業者)ランクを現行よりも細分化すると、競争性が発揮されにくくなるため、現行制度の維持が適当である。

#### <委員会における意見等>

- ・工事(事業者)ランクについて、他市では土木工事等を4、5ランク程度に細分化しているところもあるが、細分化し過ぎるとランクごとに事業者が限定され、入札の競争性の低下に繋がりにくいと考える。
- ・市の調査の結果、現行の3ランク制は、他市と比較して区分が少ない方であった。

(長岡市の現状)

#### ① 発注標準表

工事の等級	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)	建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事	舗装工事
A	1,500万円以上	1,000万円以上	700万円以上	300万円以上	200万円以上
B	1,500万円未満 500万円以上	1,000万円未満 300万円以上	700万円未満 300万円以上	300万円未満	200万円未満
C	500万円未満	300万円未満	300万円未満		

#### ② 入札参加業者 等級格付基準

区分	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)		建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事 舗装工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	総合評点	総合評点	
A	800~	1	2人以上	800~	750~	750~
		計	5人以上			
B	700~ 799	1	1人以上	700~ 799	650~ 749	~749
		計	2人以上			
C	~699	2	1人以上	~699	~649	
		計	1人以上			

※ 土木一式工事の技術者数欄の**1**は、1級の資格を有する技術者の必要人数、**2**は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数であり、**計**は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数である。

③ 指名数

工事の等級	土木一式工事、建築一式工事 及び管工事	電気工事及び舗装工事
A	15	10
B	10	8
C	8	

④ 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件

工種	工事 等級	金額の範囲	参加可能業者		
			業者 格付	総合評点	工事成績 ※※
土木一式(下水道 管渠)工事 建築一式工事	A	7,000万円以上	A	800点以上	○
		2,000万円以上 7,000万円未満		※	
管(水道管)工事 電気工事	A	5,000万円以上	A	750点以上	○
		2,000万円以上 5,000万円未満			
舗装工事	A	2,000万円以上	A	750点以上	○

※ JV施工方式では原則、土木一式・下水道管渠900点以上、建築一式900点以上であること。

※※ 過去3年度の当該工種の工事成績の平均点が75.0点以上であること。